

**子ども・若者の「次代を担う力」をはぐくむための
教育施策のあり方について**

(中間のまとめ)

平成16年7月

東京都生涯学習審議会

目 次

はじめに	2
第1章 子ども・若者を取り巻く現状	
1 新しい社会システムの構築と教育改革	3
2 子ども・若者の現状	3
3 国における教育改革の動向	4
第2章 子ども・若者の「次代を担う力」をはぐくむための教育施策の基本枠組み	
1 子ども・若者の「次代を担う力」をいかにしてはぐくむか	6
2 都教育委員会が今後進めるべき教育施策の基本枠組み	8
第3章 学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策のあり方	
1 施策の基本的考え方	9
家庭教育支援施策	
学校教育支援施策	
学校外教育施策	
2 地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築する	15
3 学校・家庭・地域の教育力を再構築するしくみづくり	16
都教育委員会におけるこれまでの取組	
ア 地域教育サポート・ネット事業の到達点と課題	
イ 地域教育サポート・ネットのしくみを生かした家庭教育力向上促進事業	
地域教育プラットフォーム～学校・家庭・地域の教育力を再構築するための基本概念～	
ア 「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか	
イ 地域教育プラットフォーム	
子ども・学校支援委員会(仮称)構想の提案	
子ども・学校支援委員会(仮称)づくりをいかにして進めていくか	
ア 子ども・学校支援委員会(仮称)づくりの推進役としての区市町村教育委員会への期待	
イ 子ども・学校支援委員会(仮称)づくりを進めていく上での都教育委員会の役割	
第4章 都教育委員会が緊急に取り組むべき社会教育施策展開のあり方	
1 教育行政が家庭教育支援に積極的に取り組むという姿勢を都民に示す	31
2 学校教育や教員への支援施策を展開する	32
3 広域行政の立場を生かし、学校外教育活動の活性化を図る	32
参考資料	34

はじめに

本審議会は、平成 15 年 5 月 27 日に東京都教育委員会から諮問を受け、「子ども・若者の『次代を担う力』をはぐくむための教育施策のあり方」についての審議を進めてきた。

最近の度重なる少年犯罪の凶悪化やいじめ、不登校等子ども・若者をめぐる様々な問題は、非常に憂慮すべき状況である。こうした状況を生み出した背景として家庭の教育力の低下や地域の教育力の低下といった問題が指摘されており、教育改革を進めることが喫緊の課題となっている。

平成 12 年 12 月の「教育改革国民会議報告」を受け、文部科学省は平成 13 年 1 月に「21 世紀教育新生プラン」を策定するとともに、中央教育審議会を通じて様々な形で教育改革の提言を行ってきている。中でも平成 13 年 7 月に社会教育法と学校教育法が改正されたことは、本審議会の審議事項との関係に大きな影響を与えた。

社会教育行政は、これまで学校教育以外の教育を所掌するものであると考えられ、学校教育と一線を画しながら活動を展開してきた。しかし、この法改正により社会教育は学校教育と密接な関係にあることが示され、教育行政の総合的な見地からの施策実施が期待されることとなった。

今回の諮問事項である「子ども・若者の『次代を担う力』をはぐくむ」ためには、学校教育と軌を一にした社会教育施策の展開といった施策枠組みの構築が急務であり、本中間のまとめもここに焦点を当て、施策提言を行った次第である。

本中間のまとめは、区市町村教育委員会、社会教育並びに学校教育関係者、そして広く都民の議論の素材とするためのものである。その議論を踏まえ、今冬の最終答申に向け、東京都教育委員会が取り組むべき教育施策のあり方について取りまとめていく予定である。

第1章 子ども・若者を取り巻く現状

1 新しい社会システムの構築と教育改革

日本社会は、いま大きな転換期を迎えている。グローバル化・IT化といった国際社会の動きの中であって、本格的な少子社会の段階に入った日本は、将来の見通しがつかない不透明な状況の中で、活力を取り戻せないでいる。

こうした停滞感を払しょくするためには、既存の社会システムを根本的に見直し、新たな枠組みを示す「社会の構造改革」が迫られている。

教育現場では、1960・70年代の受験競争の激化にはじまり、70年代の校内暴力、80年代のいじめの多発、90年代の不登校児童・生徒の増加、90年代後半の学級指導が困難なクラスの増加、さらには多様な学力観と学力低下問題など、様々な課題が噴出するなど、教育にかかわる問題は国民の大きな関心の一つとなっており、これまでも中央教育審議会をはじめとした様々な機関から多くの提言がなされてきた。

現在進められている教育改革の主な焦点は「新しい社会を創造する人材の育成」にあり、教育界のみならず、経済界等からも大きな関心が寄せられている。¹

1 例えば、内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)や、経済同友会「若者が自立できる日本へ」(平成15年4月)、若年者の雇用を考える会(社会経済生産性本部)「若者に希望と誇りをもてる職業を(最終報告)」(平成16年5月)などがある。

「教育」言い換えれば「子ども・若者の育成」は新しい社会システムを支える担い手づくりの問題であり、将来の日本社会のありようを規定する重要な課題であるといえる。

2 子ども・若者の現状

次代を担う子ども・若者の現状はどうなっているのかについて押さえておきたい。

内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)においては「我が国の若年層において、人間力とりわけ学習意欲や就業意欲が『低下』している可能性が高い。」という指摘がなされている。

東京都教育委員会が平成16年4月に策定した「東京都教育ビジョン」によれば、「今日の子どもたちは、規範意識、公共心、学ぶ意欲の低下や忍耐力の不足などが指摘されている。また、大人になりたがらない子どもや、将来への夢や希望を描けない子どもが増加し、社会への参画意識も希薄になり、なかなか社会人として自立できない若者が多くなってきている」と子ども・若者の現状を指摘している。

一方で子ども・若者を「一人前」に育て上げていく役割を担っている学校・家庭・地域社会においても、様々な問題が生じている。

学校においては、いわゆる「不登校」や「いじめ」、「学級崩壊」などの問題は依然として深刻な状況であり、教員の意識や学校の体質が社会の変化に柔軟に対応できていないという指摘がある。また、家庭や地域社会の教育力の低下に反する形で、学校教育の役割が増大し、学校は過度な期待を背負わされてしまっているという状況がある。

家庭においては、「核家族化」や「一人っ子の増加など兄弟数の減少による家族の少人数化」といった家族形態の変化の下で、基本的な生活習慣の形成が十分になされないといった問題や家庭において子どもの社会性が育ちにくいという問題等、家庭の教育力が低下しているのではないかと指摘がなされている。

近年における地域社会の結びつきの希薄化は、子ども・若者のコミュニティ活動や社会への参加の意識を低下させるという結果を招いている。ボランティア活動や非営利組織(NPO)活動への関心はそれなりに高まってきてはいるものの、実際の参加は一部の若者に限られているという状況もある。

産業界からは、しつけの不十分さ(言葉遣いや礼儀を知らないなど)、学力の低さ、職業意識、職業定着率の低さなど、新規学卒者の職業人としての質の低下を指摘する声もある。

NHK放送文化研究所が平成14(2002)年に行った「中学生・高校生の生活と意識調査」によれば、「早く大人になりたいとは思わない」と回答した中学生・高校生が約6割に及ぶという。その理由として挙げられているのは、中高生とも「子どもでいる方が楽だから」、「大人になることが何となく不安だから」、「大人になったら仕事や家のことをちゃんとやっていける自信がないから」という理由である。世界を舞台にめざましい活躍をみせる若者を輩出する一方で、先行き不透明な社会の中で、明確な将来の目標やビジョンを描けずにいる子ども・若者が多いというのが現状である。

3 国における教育改革の動向

これらの課題に対応するため、国は「教育改革」を急ピッチで進めている。中でも、本審議会の諮問事項との関係で押さえておくべき答申等は、以下に挙げるものである。

中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」(平成8年7月)

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月)

教育改革国民会議「教育改革国民会議報告 教育を変える17の提案」(平成12年12月)

これらの答申等では、主として学校教育システムの改革が論じられてきた。その焦点は社会からの新しい要請₂をいかに学校教育に反映させるかということにあった。

2 学校教育改革として提案されたのは以下の事項である。

- ・「生きる力」を育成するという観点から横断的・総合的な学習(「総合的な学習の時間」)の推進や体験学習の重視
- ・教育内容の厳選と基礎・基本の徹底
- ・開かれた学校づくり
- ・学校外の社会人の活用
- ・教員の資質や能力の向上

また、教育委員会の役割についても、「教育委員会と学校の関係のあり方」や「地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成」の視点から見直すべきという提言がなされている。³

3 教育委員会のあり方について提起されたのは以下の事項である。

- ・教育委員会と学校の関係の見直しと学校裁量権限の拡大
- ・地域住民の学校運営への参画
- ・地域の教育機能の向上
- ・家庭教育への支援
- ・学校の教育活動への地域の活力の導入、活用

ここで押さえておくべきことは、現在進行中の教育改革は、従来型の教育システムの根本的転換を視野に入れたものであるということである。教育行政をつかさどる教育委員会においては、これらの答申の趣旨を十分に踏まえた施策実施が期待されている。

第2章 子ども・若者の「次代を担う力」をはぐくむための教育施策の基本枠組み

1 子ども・若者の「次代を担う力」をいかにしてはぐくむか

第1章で指摘したように、変化が激しく、将来の見通しが難しい社会の中であって、「次代を担う力」をいかにしてはぐくむかが課題となっている。

「次代を担う力」をどうとらえるか、ということについては平成8年7月の中央教育審議会答申で提起された「生きる力」⁴以降、他省庁や経済界など多様な分野からの見解⁵が示されてきた。

4 平成8年7月の中央教育審議会答申において、「生きる力」とは、“人間としての実践的力”であり、具体的には「よりよく問題を解決する資質や能力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」といった視点からとらえている。

5 例えば内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)における「人間力」の定義は、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」としている。

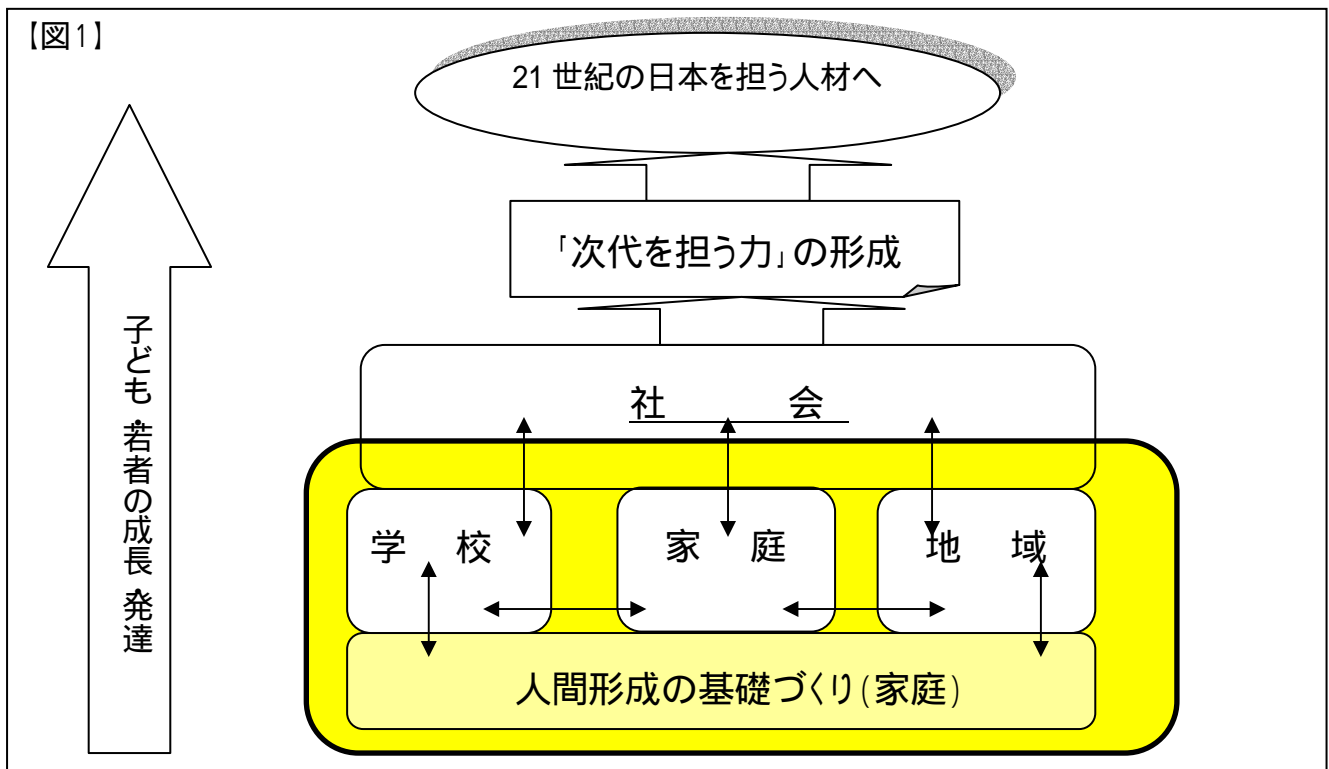
都教育委員会においても、

- ・「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」
- ・「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」
- ・「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」

という「教育目標」を定め、公教育の充実に力を注いでいるところである。⁶

6 この教育目標は、平成16年4月に都教育委員会が策定した「東京都教育ビジョン」においても、21世紀を担う人間の基本的な像という形で位置付けられている。

このように様々な形で提起されてきた子ども・若者の「次代を担う力」はいかにして形成されるかについて、本審議会では【図1】のように整理を試みた。



「次代を担う力」の形成において、第一に重要なのは「人間形成の基礎づくり」である。いうなれば、この世に生を受けた子どもが「ひと」として育っていくための土台づくりである。これは主に家庭教育を通じて培われるものである。最近では子どもの教育というと、才能を伸ばすことのみを目的とした「早期教育」ばかりに目が向く傾向が強いが、乳幼児期にしっかりと人間形成の基礎を築くということの重要性を再認識する必要がある。

乳幼児期における教育を通じて「人間形成の基礎づくり」がなされ、学齢期に入ると子どもたちは学校教育の場で社会の中で生きていくために必要な知力、体力、道徳心、人間関係の基礎を身につけるとともに、地域社会における様々な体験(集団遊び、自然体験、ボランティア体験、スポーツ体験など)や多くの人とのコミュニケーションを通じて行われる教育や発達段階に応じて行われる家庭教育を経ながら成長を遂げる。

このように家庭教育、学校教育、地域社会における教育を通じて培われた力を基にして、青年期に入ると一人の成人としての自覚が芽生えはじめ、主体的に社会(さらには国際社会)とのかかわりをもつようになっていく。

2 都教育委員会が今後進めるべき教育施策の基本枠組み

子ども・若者の「次代を担う力」が先述のプロセスを経て形成されていくものとするならば、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」（教育基本法第10条の第2項）とする教育行政は一体どのような役割を果たすべきかを明らかにしておく必要がある。

平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」においては、「子供たちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要」と述べている。

この考え方は、教育の分野では以前から指摘されていたことであった。しかし、家庭や地域社会の教育力が低下してきたことと反する形で、子どもたちの育成において、学校教育が過度な役割期待を背負わされる結果となった。

学校が本来有する機能を発揮するためには、家庭や地域社会における教育がその役割を自覚し、学校教育と適切な役割分担を行いうる環境を醸成していく必要があることは言うまでもない。しかし、従来家庭における教育や地域社会における教育というものは計画的・組織的に営まれる公教育としての学校教育とは違い、いわば「私的領域」⁷の中で非計画的に展開されるという性質（教育の私事性）を有しているため、適切な役割分担がなされてこなかったという経緯があった。

7 ここでいう「私的領域」とは、主として行政が担う公教育「制度」としての学校教育と対比して、民間をベースにした教育活動が展開されるという意味合いで使用している。

「教育の私事性」を基に行われていた家庭や地域社会の教育力をいかにして「計画（目的）的」なものに転化させることができるのかということに、都教育委員会が進めるべき教育施策の基本枠組みづくりの課題を設定すべきである。

これからの都教育委員会が実施する教育施策の方向性を示すと、以下のようになる。

教育施策の再編成（つまり、子ども・若者を中心に据え、学校教育と社会教育との連携・融合）の視点に立ち、

「学校・家庭・地域が協働するしくみづくり」を目指す

これに基づき、都教育委員会が取り組むべき社会教育施策の方向を以下に示す。

- (1) 都教育委員会が行う社会教育施策の重点を「子ども・若者」におく
- (2) 学校教育と軌を一にした社会教育行政を推進する
それに伴い、
- (3) 子ども・若者を中心に据えた社会教育施策は、
 { 「家庭教育支援施策」
 「学校教育支援施策」
 「学校外教育施策」 の3方向から実施していく。

第3章 学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策のあり方

1 施策の基本的考え方

(1) 家庭教育支援施策

家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場である。その家庭において行われる教育は、子どもが一人の人間として生きていくための基礎的な資質や能力を培う、いわば人間形成の基礎を作る役割を担っている。

近年の子ども・若者の様々な問題行動の背景には、家庭教育のあり方が密接に関係しているという指摘がなされており、家庭の教育力を高めていくことが重要な課題となっている。

これからの家庭教育のあり方を考えていく上で忘れてならないことは、「少子社会」という前提条件⁸の下で家庭教育が営まれているという事実である。

8 東京都の合計特殊出生率は、0.9987(平成15年人口動態統計)で全国最低となっている。

平成12年4月に中央教育審議会が出した報告「少子化と教育について」によれば、少子化が子どもの教育に及ぼす影響として、子ども同士の切磋琢磨(せつさたくま)の機会が減少すること、親の子どもに対する過保護・過干渉を招きやすくなること、子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動(学校行事や部活動、地域における伝統行事等)が成立しにくくなること、良い意味での競争心が希薄になること、などが考えられるとしている。

少子化が子どもの成長のみならず、今後の社会経済のあり方に大きな影響を及ぼすという問題意識の下で、児童福祉・子育て支援行政の分野では、平成6年12月のいわゆる「エンゼルプラン」(「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」)の策定から平成15年7月の次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法の制定に至る一連の流れの中で、国・自治体・企業等が一体となって「すべての子育て家庭への支援」という観点から急速に進行する少子化の動きに歯止めをかける取組を進めている。

教育の分野でも、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」以降、家庭教育の重要性についての指摘がなされ、平成13年7月には社会教育法が改正され、地方公共団体の任務として新たに「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮」という条文(社会教育法第3条2項)が盛り込まれ、家庭教育に関する学習機会の提供と奨励が教育委員会の事務として明記(同第5条7号)されることとなった。

これらの動きに基づいて家庭教育支援施策の考え方を示すと、以下のようになる。

家庭教育支援施策の考え方	すべての家庭が教育力を向上させる（「親が親としての力を身につける」）ことを目指し、教育行政が積極的に家庭教育支援施策を展開していく。 ¹⁰
--------------	--

9 本中間のまとめで「親」という表記を使用する場合は、保護者又はそれに準ずる人の総称として用いる。

10 これまでの教育行政における家庭教育支援の取組は、主に社会教育施設や学校などを会場に実施される「家庭教育学級・講座」を中心に行われてきた。しかし、これまでの取組では意欲があり、（学級・講座に）参加できる条件がある人にしか参加対象を設定してこなかった、普及啓発や学習機会の提供といったいわば奨励的な方法にとどまっていたなどの問題点があり、すべての親たちを対象にした有効な解決策を提示できないでいた。

(2) 学校教育支援施策

これまでの社会教育は、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、…」(社会教育法第2条)の考え方の下で施策が実施されてきた。

平成8年7月の中央教育審議会答申において、子どもを教育するにあたって、学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、相互に連携して行われることの重要性が指摘され、学校においては「開かれた学校」というコンセプトの下、「地域の人々を非常勤講師として採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらうなどの努力を一層すべき」であるとの提言があった。加えて、同答申では子どもたちの「生きる力」をはぐくんでいくために、地域社会の力を活用しつつ横断的・総合的な指導を行う「総合的な学習の時間」の設定も併せて提起された。¹¹

11 この答申は「総合的な学習の時間」に代表される教育課程の実施(学習指導要領の第6次改訂、平成10年度告示、平成14年度から施行)や小・中・高等学校における特別免許状や非常勤講師制度の活用、外国語指導助手(ALT)、スクールカウンセラーや心の教育相談員など、学校外の社会人の活用の促進や、学校支援ボランティアなど地域住民の学校参加といった形で施策化されている。

それとほぼ同時期(平成8年4月)に出された国の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「学社融合」¹²という概念が提起された。これは学校側が地域住民の力を借りた学校運営を進めること、そして地域住民の側が主体的に学校の教育活動への貢献を図るという双方向の取組による学校と地域の連携を進めることを目指したものである。

12 「学社融合」とは、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としたうえで、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこう」という考え方。

「総合的な学習の時間」の学校教育への導入をきっかけに地域社会の力を活用することが必要であるという認識が学校教育関係者に芽生えてきた。しかし、現状では学校教育において外部の人材の効果的活用が図られているとは言い難い。

その理由としては、次々と押し寄せてくる教育改革の波への対応に学校が追われ、教員の多忙感・負担感が増大していること、学校内部に外部の資源を計画的に活用するための組織体制やノウハウが確立できていないという問題が挙げられる。

一方、学校を支援しようとする地域側からの働きかけについても問題がないわけではない。学校教育における「総合的な学習の時間」の導入をきっかけに、地域で様々な生涯学習・社会教育活動を展開するグループの方々から学校教育活動への支援を希望する声が高まってきた。しかし、そういった地域の方々の意欲にもかかわらず、学校との連携が進んできていない状況がある。地域の側からは「学校の閉鎖性」を批判する声も少なくはないが、学校側の立場からみれば、地域側からの提案が当該学校の経営方針や教育課程に合致したものとなっていないなど、必ずしも学校が受け入れやすいものになっていないという問題もある。

このように学校側(需要者)と地域側(供給者)の間で様々なミスマッチが生じており、このミスマッチを解消し、学校側が外部の人材を活用しやすい条件整備を図ることを通じ、学校教育の内容を豊かにすることを目指すというのが、我々が提案する「学校教育支援施策」の基本的なねらいである。

学校教育支援施策の考え方を整理すると、以下のようになる。

学校教育支援施策の考え方	地域や地域を超えた外部(企業・大学・NPO等)の教育力を学校教育へスムーズに導入する。 学校教育支援施策は、あくまで学校のニーズや教育課程に基づき展開されることが基本である。つまり、学校側の主体的な取組を地域の側が支援することであり、地域の側のニーズを一方向的に押し付けないよう配慮する必要がある。
--------------	--

平成13年7月には、社会教育法が改正され、第3条(国及び地方公共団体の任務)の2項に「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに……」という項目が新たに盛り込まれた。

同時期に学校教育法も改正され、第18条の2(児童の体験活動の充実)として「児童の体験的な学習活動(中略)の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」という新たな規定がなされたことは非常に重要な事項であった。

なぜなら、これまで「学社連携」、「学社融合」というような呼びかけがなされてはきたが、その呼びかけの多くは主として社会教育の側からのアプローチによるもので、それが学校教育に浸透したとは言い難い状況があったからである。

これらの法改正で、法的に社会教育行政による「学校教育支援」の根拠が明確に位置付けられた事で、積極的に学校教育へアプローチすることが可能となった。

しかし、都内の多くの区市町村の社会教育行政の状況をみると、まだまだこの法改正の趣旨を十分に理解しない自治体も少なくない。都教育委員会においては、社会教育行政における「学校教育支援」の位置付けの明確化を図り、区市町村教育委員会に対してもその施策を普及させていくための先導的な役割が期待されている。

(3) 学校外教育施策

平成 14 年度から始まった学校週5日制の完全実施や新たな教育課程の導入に伴い、子ども・若者が地域において過ごす時間が増大した。

子どもたちにとって地域における体験活動の持つ意味は非常に大きい。「遊び」を通じた様々な体験、自然体験、ボランティア活動をはじめとする社会体験等を通じ、子どもたちは他人に共感することや自分自身がかけがえのない存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を自然と身に付けていくことができる。また、多くの大人や社会の現実にふれることで、広く物事への関心を深め、問題を発見したり、困難に挑戦しそれを克服する経験を積み、人との信頼関係を体得することができるようになる。また、これらの体験を経ることでコミュニケーション能力が培われるとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力などを総合的に高めることにつながっていくのである。

地域における体験活動は、あくまでも子ども・若者の自主性・自発性に基づいて行われるところに特徴があり、この自主性・自発性の延長線上に、子ども・若者が社会の有為な形成者になるための「社会性」や「豊かな人間性」の獲得がなされていくのである。

しかし、急激な社会構造の変化は、地域における子どもの自主的な体験活動の機会を奪う結果を招いた。ひと昔前の子どもたちの生活では学校から帰ったら、地域の中で集団遊びをすることが生活習慣化されていたが、少子社会化、都市化の進行による地域社会の崩壊や子どもの生活空間の劣悪化、「塾」をはじめとした教育産業の発展、コンピューターゲームや携帯電話など情報機器の(子どもへの)普及などにより、時間に追われながら生活を送ることを余儀なくされる子どもたちへと変ぼうしていった。

加えて、いじめ・不登校・引きこもり・暴力行為・少年犯罪の凶悪化など子ども・若者をめぐる深刻な問題は後を絶たず、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の欠如などの問題も指摘されている。

これらからもわかるように、今日では必ずしも子ども・若者たちの自主性・自発性にばかりに依拠していられないという状況がある。

今、必要なことは社会教育が学校教育と「子ども・若者の育成観を共有」した上で、相互の特性を生かし、学校内外を通じ、子ども・若者の自主性・自発性を喚起していく教育活動や場づくりを展開していくことである。

そこで、地域において行われる子ども・若者を対象とした教育活動を、本審議会においては「学校外教育」施策¹³という呼称を用いることで、その活動内容が学校教育との連携の視点をもって目的的・計画的に展開されるべきこと¹⁴を提案したい。

13 学校外教育(out of school education)の用語は、国際的にはユネスコ関係の文書で使用されているが、その場合は、成人教育や青少年活動(adult education and youth activities)を意味しており、一般には子どもの学校外での教育のみに限定されない。(『教育法学辞典』学陽書房 1993年)

ただし、本審議会において、「学校外教育」という用語を使用する場合には、子ども・若者を対象とした学校外の場における教育活動を総称する用語として限定的に使用することとする。

14 イギリスやアメリカなどの取組では、学校教育が社会体験の機会を提供することを通じて、子ども・若者の自主性・自発性を促すきっかけづくりを行っている事例がある。これは学校外教育と学校教育が有機的連携を図ることの必要性を示す好例である。イギリスにおいては小・中・高校生を対象とした活動プログラム「シチズンシップ教育」といった事例がある。

シチズンシップ教育の定義: 社会的・道義的責任(social and moral responsibility)

「生徒の精神的、社会的、文化的成長を促進し、学校のクラスにおいてもクラスを超えた場でも、より自尊心と責任感のある人間に育成する」

2002年9月から11～16歳の中等教育においてシチズンシップ教育が必修化されることが、ナショナルカリキュラムの中で規定された。5～11歳の初等教育では独立教科としては必修とはしないものの、各教科にその内容を組み入れ、充実を図ることが決まった。今後は各学校ごとにシチズンシップ教育が推進され、その中でコミュニティ・サービスの体験学習が用いられていくことが見込まれている。しかし、イギリスでは教育課程における学校や教師の自由裁量度が大きく、ナショナルカリキュラムに強制力はあまりないため、どの程度の時間をかけてどのようにシチズンシップ教育を実施するかは現場の裁量に負うところが大きい。(中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」、平成14年7月より)

アメリカにおいては、「サービス・ラーニング」という制度がある。

サービス・ラーニングは、コミュニティ・サービスと教科学習をつなげ、アカデミックな学問を学ぶ社会貢献型の体験学習である。地域のニーズを満たすこと、アカデミックな学問としてサービスをカリキュラムに取り込むこと、生徒が考え、振り返る時間をもつこと、クラスや学校を超えた地域と連動した学習の展開があること、他人を思いやりいたわる感性を養うこと、といった5つの要素が含まれることが重要だとされる。

サービス・ラーニングに関する法律として1993年5月に成立した「国家及びコミュニティに対するサービス委託法」があるが、生徒が十分に組織化され、コミュニティのサービスに基づいた活動への積極的な参加を通じて学習し発達するための1つの方法であること、小・中・高等学校、コミュニティ・サービスプログラム及びコミュニティと協働で行われるものであること、市民の責任感の育成を資するものであること、学校カリキュラム等の一環として行われるものであること、参加者が活動経験について振り返りをするために決められた時間を確保すること等が、サービス・ラーニングに関する定義として明示されている。

本審議会においては、学校外教育施策の考え方を以下のように整理する。

学校外教育施策の考え方	地域における子ども・若者に対する教育活動を学校教育との目的 ・計画的な連携の下に展開していく。 学校外教育は、「地域(エリア)」単位で学校と地域が子ども・若者の育成観を共有 しながら展開されるものである。また、学校より学校外で取り組んだ方がより効果 的な様々な体験活動の機会を提供する。
-------------	---

2 地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築する

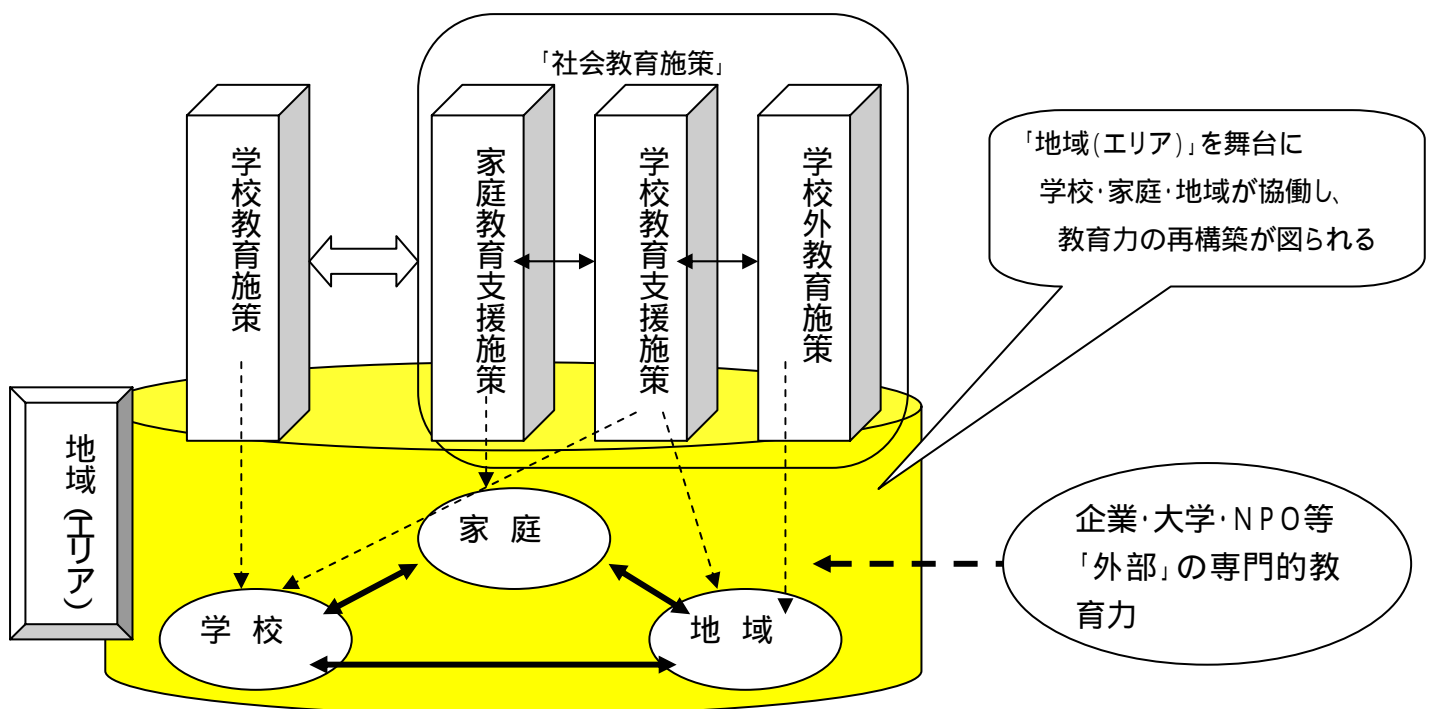
かつて地域共同体が存在していた時代には、子どもは親だけが育てるものではなく「世間が育てるものである」と当たり前のように考えられていた。子どもたちは、地域社会の中で大人たちの生活に触れ、そして様々な行事に参加することを通じて、生産・消費・文化・日常の生活習慣などを自然と体得していくことができた。

親以外の大人たちや年齢の異なる友人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験等を積み重ねることを通じ、共同作業や共同生活を営む社会性や他者の個性を尊重すること、更には新しいことを学ぼうとする意欲や興味・関心などを身に付けていくところに地域社会の教育機能があった。しかし、現在ではその地域社会の教育機能が低下していると言われている。

これに対し「地域社会の教育力」を回復・再生すべきという指摘が多くなされてきているところであるが、旧来あった地域の教育機能をそのまま取り戻すという観点ではなく、本審議会では、子ども・若者の育成のために、地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を「再構築」するという観点に立って教育施策のあり方を提言していきたい。

【図2】に地域(エリア)を舞台とした教育施策の展開イメージを示した。この図をみてもわかるように、地域(エリア)を舞台に「家庭教育支援施策」、「学校教育支援施策」、「学校外教育施策」の融合が図られ、それが学校教育施策と一体的に展開していくことを通じて、学校・家庭・地域の協働のしくみづくりを進めていくというのが施策の基本的な立場となる。

【図2】 地域(エリア)を舞台とした教育施策展開のイメージ図



3 学校・家庭・地域の教育力を再構築するしくみづくり

(1) 都教育委員会におけるこれまでの取組

ア 地域教育サポート・ネット事業の到達点と課題

第4期東京都生涯学習審議会答申において「地域教育サポート・ネット」構想を提案した。これは、学校・家庭・地域が一体となり地域の公共性を高めるコミュニティ活動を通じ、大人自身の自己実現と子どもの成長・発達を結びつけることを目指していた。

この答申を受け、都教育委員会は「地域教育サポート・ネット」事業を施策化した。この事業は、平成14年度から導入された新しい教育課程の効果的実施が図られることを目指し、おおむね中学校区レベルの圏域において、地域住民が主体となって行う学校教育支援活動のモデルに対する補助事業であった。(補助期間:平成14～16年度、補助地区数:5区市)

従来型のモデル事業は、画一的な事業枠組みを提示し、それになかったものに対する補助という形式を行ってきたが、この事業では「地域住民が主体となって取り組む学校教育支援活動」という形でのアウトラインを示すにとどめ、「地域特性」を踏まえた多様で特色ある活動が展開されることを企図していた。

モデル地区の選定に当たっても5地区の違いが明確になるように配慮した。それは、他の区市町村が自らの地域で「地域教育サポート・ネット」事業を実施していく場合の比較検討が可能になるような選択肢を提示することに重きを置いたからにほかならない。¹⁵

15 地域教育サポート・ネット事業 モデル地区(杉並区・板橋区・足立区・立川市・小平市)における主な取組例

「総合的な学習の時間」への支援:地域人材の発掘・派遣・紹介や企業やNPO等の外部の社会資源を活用した教育プログラムの提供
「職場体験」先の開拓:生徒のニーズに基づいた多様な職場体験先の開拓、体験先との調整
「学校サポーター・学校支援ボランティアの養成」:図書館ボランティア、学習支援者、クラブ活動の指導者などの養成、研修
子どもたちを対象とした様々な体験活動の企画:地域と学校が一体となった「地域防災教育」活動、地域の高齢者を招いた「伝承遊び」の企画など

平成16年度に入り、この事業は3年目を迎えているが、これに呼応するように都内各地で地域住民による学校教育支援活動の胎動が見られるようになった。¹⁶

16 都内各地で展開される学校教育支援活動の取組例

新宿区:「地域教育コーディネーター」を中学校に配置(平成16年度～)
江東区:青年会議所による「KOTO寺子屋」(外部社会人講師を招いた授業の企画)(平成14年度～)
世田谷区:学校教育のコーディネート組織が発足、学校教育支援活動を開始(平成16年度～)
渋谷区:子どもの居場所づくりを行っている地域住民たちによる学校教育支援活動の展開(平成14年度～)
三鷹市:学校支援NPOの設立(平成15年度～)
などがある

現時点で「地域教育サポート・ネット」事業の到達点と課題を整理すると、以下のようになる。

〔到達点〕

地域社会のもつ教育力・地域住民が有する教育資源を効果的に学校教育に導入していく上で、有効なしくみであることが実証された。

中でも「コーディネーター」が重要な役割を果たすことがわかった。

この事業は「開かれた学校づくり」を地域の側から誘発するという結果にもつながった。

〔課題〕 「地域の教育力」を総体として高めるしくみとしては十分に機能しきれていない

地域を超えた外部(企業・大学・NPO)の教育力の導入という点まで広がっていない

個々の学校への支援が中心となってしまう

学校の教育課程とのすり合わせが十分にできていないケースがある

学校外教育活動の視点に乏しい

問題行動やこころの問題を抱える子どもたちへのアプローチが不十分である

コーディネーターの養成、スキルアップの方法が明確になっていない

イ 地域教育サポート・ネットのしくみを生かした家庭教育力向上促進事業

先ほど家庭教育支援施策の考え方について「すべての家庭が教育力を向上させることを目指す」と述べたが、これをどのような形で施策化するかが都の社会教育行政の中でも大きな課題となっていた。

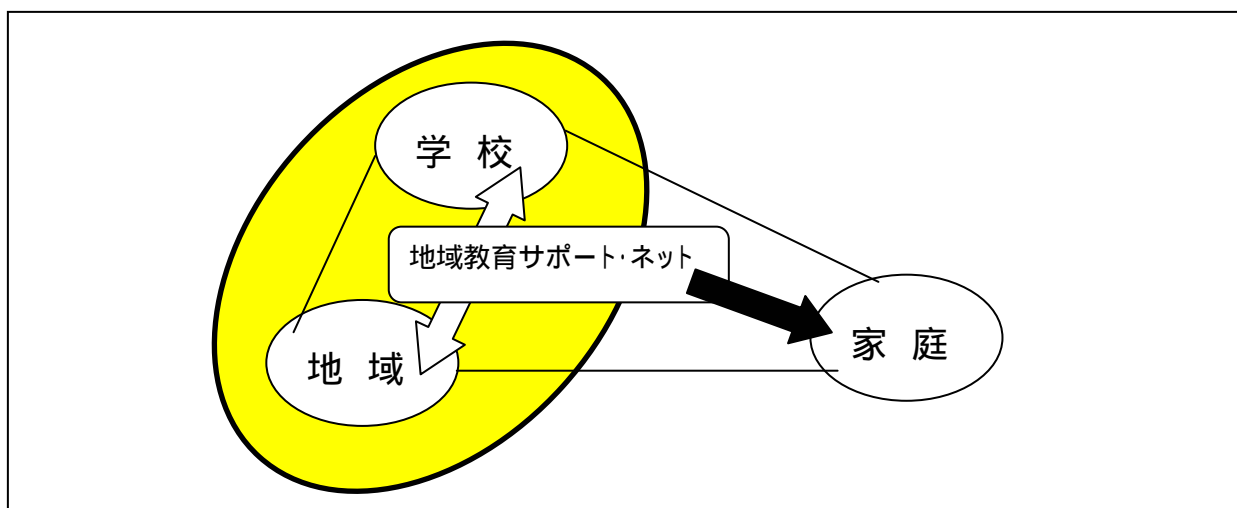
平成 16 年 3 月に出された中央教育審議会生涯学習分科会が出した審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」では、「家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学びあって、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。」と家庭教育支援の考え方を提示している。

これまでの家庭教育支援事業は「学級・講座」形式が中心で、子育てに関心があり、講座開設時間に参加できる人のみ対象となり、「地域」という面的な広がり視点が弱かったため、限定された家庭へのアプローチしかできないという問題を抱えていた。

この問題点を克服するための試行的事業として、平成 16 年度に都教育委員会が施策化したのが「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」である。(都教育委員会委託事業、委託地区数 3 地区)

【図3】に示したように、この事業は、「地域教育サポート・ネット」のしくみを家庭教育支援に生かそうというもので、学校という「公的(教育)機関」を絡ませるしくみを通じ、児童・生徒の親(保護者)を対象とすることが可能となり、従来の社会教育事業よりも幅広い対象へのアプローチが行える、「地域教育サポート・ネット」のしくみを活用することで、学校や家庭が地域住民の力を借りやすくなり、多様な家庭教育支援活動が展開できる、などの効果を期待している。

【図3】 学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業のしくみ

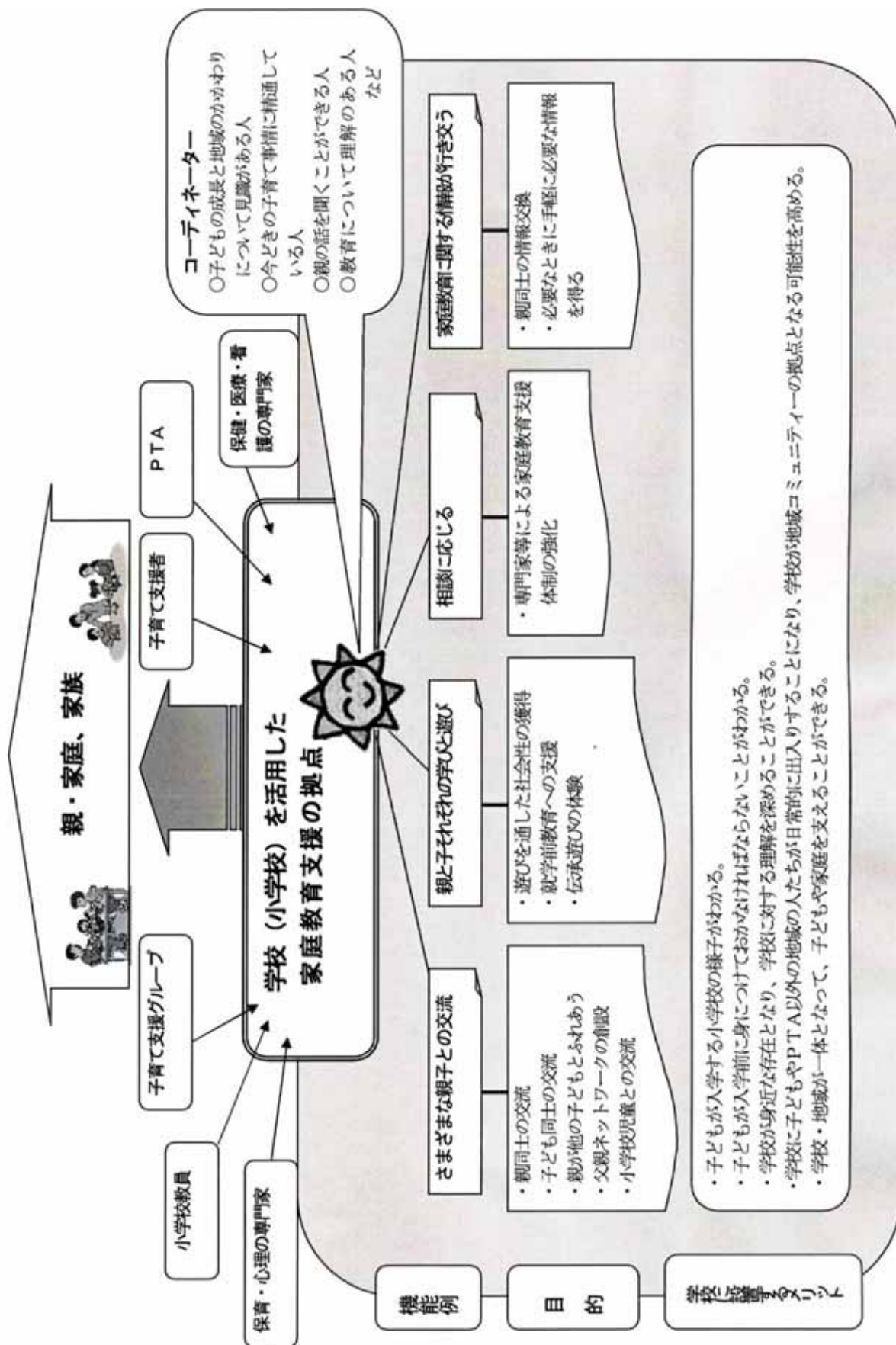


モデル地区の取組は今後本格的に展開されることになるが、本審議会として提案したいのが、この「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」を実施する際、小学校を家庭教育支援の拠点として活用する方策である。次ページに【図4】として、事業展開のイメージを示したが、小学校が拠点となることで、学校教育との連携を容易に図ることができ、「小1プロブレム」や「就学前教育」といった問題にも「地域教育サポート・ネット」が橋渡し役を担うことを通じ、学校と家庭の連携もスムーズに行われるようになる。

小学校はどの地域にも存在する地域共有の財産である。どの子どもも学齢段階に達したら、その小学校に通うことになるし、すべての親は程度の差こそあれ、PTAをはじめ小学校とのかかわりを持つことになる。

今、家庭教育力を向上させるために必要なことは、家庭教育を行うすべての親たちが「自分は地域の人々に支えられながら子育てをしているんだ」という実感をもつことであり、小学校という身近なところで、子育てに関する相談や他の家庭と自然に経験交流できる機会や場を提供することができれば、今までよりも圧倒的に多くの親たちへのアプローチが可能となる。加えて、親同士の交流を通じて、自分の教育観と他の人たちの教育観を相対化できる機会を得ることで、自らの教育観を修正する機会も得やすくなっていく。

【 図 4 】 小学校を活用した家庭教育支援の拠点づくり（イメージ）



(2) 地域教育プラットフォーム～学校・家庭・地域の教育力を再構築するための基本概念～

これまで、都教育委員会が施策化した事業は「学校教育支援施策」及び「家庭教育支援施策」への個々の対応を目指したものであったため、「学校外教育施策」を含めた地域の教育力を総体として高めるという視点に乏しかった。

地域の教育力を総体として高めるという観点に立つということは、一人の子どもが生まれてから成人として自立していくまでのトータルな視点(いわば「発達段階」の視点)をもつということであり、学校生活のみならず、家庭における生活や地域(学校外の場)における生活を含めた全生活の場面を見ながら子どもの成長を考えていくという視点(いわば「生活圏」の視点)を持たなければならないということである。

ア 「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか

今求められているのは、子ども・若者の「生きる力」をはぐくみ、「確かな学力」をつけていく教育であり、しかもそれは「個性を伸ばす教育」、「個に応じた教育」である。子ども・若者の個々のニーズに対応した学習機会や体験活動機会を提供していくためには、その前提として「地域(エリア)」の中で、学校内外を通じた多様なプログラムが用意されている必要がある。

しかし、学校が提供できるカリキュラム、そして地域が用意できるプログラムには自ずと限界がある。現状では、地域人材の活用や地域における体験活動を活発に行っている学校はまだ少ないが、このニーズが高まってきた場合に地域の側が個々の学校側のニーズに十分対応できるだけのストックを用意できているとは言い難い。

加えて、少子化が進む中での学校の小規模化という問題がある。学校が小規模化すると児童生徒数の減少はもちろんのこと、それに伴う教職員の減という状況が生じる。例えば、中学校では、顧問を確保できないという理由で、生徒のニーズに対応した多様な部活動を用意できないなど、学校が単体として行う教育活動の幅が限られてくるといった問題が生じるなど、学校の小規模化は必ずしも子どもの教育にとってプラスに働く要素ばかりではない。

これら問題を解決するための方法として、限られた社会資源の有効活用をどうやって図るかという観点から「地域(エリア)」設定の問題を考えてみたい。

本審議会においては、これまでに述べてきた諸課題を踏まえ、施策や協働を考えるうえでの「地域(エリア)」の基本単位を以下のように設定する。

「地域(エリア)」の基本単位	複数の中学校区が連携した区域
----------------	----------------

このような区域を設定するメリットとしては、広域的な地域基盤の下で「学校・家庭・地域の協働のしくみ」づくりを進められるので教育活動のバリエーションが広がること、多様な社会資源の活用が可能になる、などが挙げられる。

これに加えて、小規模化が進む学校には「学校ファミリー」という考え方を導入することも考えられる。これはアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス・カウンティで展開されている学校ネットワーク化プロジェクトの名称であるが、複数の中学校区が連携した区域に「学校ファミリー」を設定することで、学校間あるいは学校段階間(小・中学校間)の接続関係を強めることを通じて、学校間での教育資源のシェアが可能となり、教育活動の幅を確保することにつながる。¹⁷ その結果として、一定の地域基盤の下で、年少期から青年期に至る子どもの継続的成長をトータルに見通すしくみをつくるのが可能となる。

17 北区教育委員会では、「北区立学校適正規模等審議会(第二次答申)」の中で、北区の新しい学校づくりを進めるために、学校間ネットワークや地域の諸機関との連携を内容とする「学校ファミリー」を提案し、平成15年7月に「北区学校ファミリー構想」として取りまとめている。

イ 地域教育プラットフォーム

「学校のスリム化」を進めるとともに、家庭・地域の教育力を向上させ、「学校」・「家庭」・「地域」の教育力をバランスよく機能させる状況をつくりだしていく、つまり三者の教育力の関係を再構築していくためには、三者の教育力の関係を調整(コーディネート)する機能が必要となってくる。そこで本審議会では、地域経済活動を活性化させるためのしかけとして提起された「地域プラットフォーム」という概念を教育分野に活用できないかと考えた。

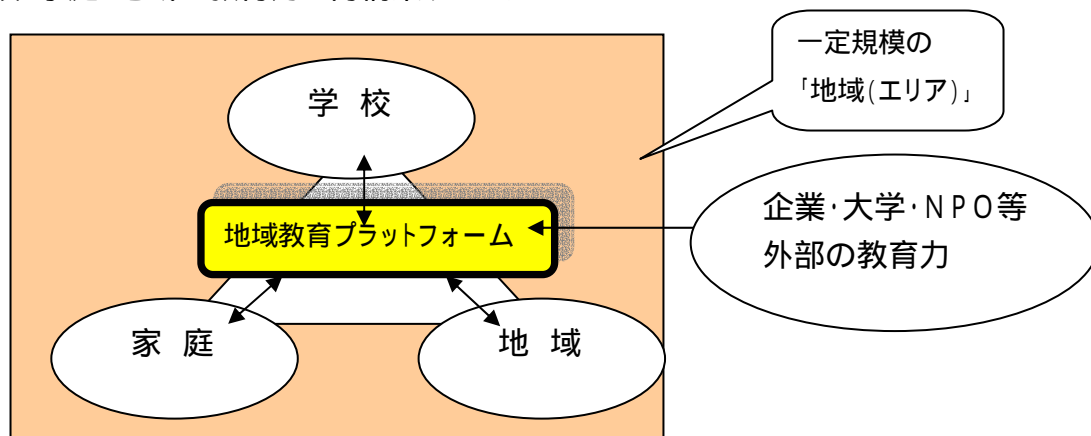
「地域プラットフォーム」¹⁸とはいかなるものなのか。

地域に蓄積された社会資源の有効活用を図るための情報基盤整備を行う
住民のネットワークから得た多様な情報や人材を結集して、地域課題の解決策を提案する
地域で展開される様々なプロジェクトをつなぐ役割を担うことで、複合的な事業展開を可能にする
などの機能を持った、地域における「新たな公共」を生み出すための総合的な支援体制の整備を目指した「中間支援のしくみ」のこと

18 「地域プラットフォーム」とは、地域資源を活用した新事業創出を目的とした産業支援機関、大学、自治体など事業創造支援のネットワークを指す。平成11年2月に施行された新事業創出促進法に基づいて提案された概念。現在では経済分野のみならず、地域福祉分野、生涯学習分野での「地域プラットフォームづくり」が指向されている。

この「地域プラットフォーム」の機能を学校・家庭・地域の協働のしくみづくりに適用しようというのが、本審議会が提案する「地域教育プラットフォーム」という考え方である。【図5】に示したように、「地域教育プラットフォーム」のしくみを導入することで、三者の教育力の関係を再構築していくことを目指している。

【図5】学校・家庭・地域の教育力を再構築するイメージ



「地域教育プラットフォーム」というしくみの導入によってもたらされる効果としては、

子ども・若者の育成のために必要とされるサービスやサポートをワンストップで提供することが可能となる

学校が積極的に参加することを通じて、地域における「家庭教育」、「学校外教育」との有機的な連携が図れる

学校のニーズに応じ、地域や地域を超えた外部にある多様な資源(リソース)を的確に学校へ提供することを通じて学校教育のバリエーションを広げることが可能となる

地域と学校が連携することで、学校で学習した内容の「補充」、「発展」、「深化」、「応用」といった学習機会を「地域」の側で用意することができる

ボランティア活動や職業体験活動といった「学校外で取り組んだ方がより効果的な教育活動」

地域の協力を得て効果的に実施できる

などが考えられる。

「地域教育プラットフォーム」を運営するための具体的な組織として子ども・学校支援委員会(仮称)構想を本審議会として提案したい。

(3) 子ども・学校支援委員会(仮称)構想の提案

【図6】は、子ども・学校支援委員会の機能のイメージを描いたものである。

子ども・学校支援委員会は、一定の地域(複数の中学校区が連携した区域)において、子ども・若者にかかわる学校を含めた多様な社会資源が『学び』のネットワーク・『体験』のネットワーク・『こころ』のネットワークづくりを進めることを通じて、教育力の再構築を図ろうとするものである。

主な役割は2点ある。1点目は地域社会のみならず、企業や大学・研究機関などをはじめとした地域を超えた外部の社会資源のもつ教育力を地域(エリア)内にある学校内外を通じた教育活動に導入することである。特に「キャリア教育」や「メディアリテラシー教育」といった課題への対応は専門的立場からの支援を受けることが不可欠であるし、科学者や一流スポーツ選手など「スペシャリスト」から直接指導を受けることなど、身近な生活圏では体験できないような学習・教育機会を提供することが可能となる。

2点目は、地域(エリア)内の学校・家庭・地域の協働を進めていくためのコーディネート活動を展開していくことである。コーディネーターの有効性は、先に「地域教育サポート・ネット」事業においても証明されたところであるが、これをさらに発展させていこうとするものである。具体的には「情報の収集・把握・発信・相互交流」、「社会資源のマネジメント」、「各種教育相談・問題を抱える子どもたちへのサポート活動」などの役割を担うことなどが考えられる。

子ども・学校支援委員会は地域(エリア)内の各学校や区市町村教育委員会との緊密な連携の下で NPO、大学・研究機関、PTA や青少年委員会等の地域組織、地区ボランティアセンターなどが構成体となって設置されることが望ましい。

子ども・学校支援委員会が行う具体的取組としては、

地域や地域を超えた外部の専門的教育力の学校教育への導入

子ども・若者の個々の教育ニーズに対応した発展的な学習の機会の提供

学校外で取り組んだ方がより効果的な各種体験活動の機会の提供

(「地域スポーツクラブ」や「子どもの居場所づくり」など)

学校・専門機関等との連携による不登校、引きこもり等の子どもたちへの「こころ」のサポート

就学前教育への対応、家庭教育を支援する人材の養成

などが考えられる。

子ども・学校支援委員会の基本的ねらいは、一定の地域(エリア)という範囲の中で、「子ども・若者」を中心に据え、教育施策の総合化・一体化を図ることにある。そこでは学校教育・社会教育といった従来の行政の枠組みでは対応できなかった「谷間」の課題を、地域における関係機関や住民のネットワークを活用することで解決を図るという方向性が見出される。いわば「『地域(エリア)』を舞台にした新しい教育システムづくり」を行うことなのである。

それに応じて、学校教育も自己完結的教育観を転換させ、地域との協働に基づく教育活動や学校間連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進め、学校内外を通じた教育内容の多様化に寄与すべきという方向が求められる。

そのためには、各学校においては以下の取組を進めることが期待される。

学校間連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進める¹⁹

外部の教育力を積極的に受け入れていくための教育課程の弾力的運用を図る²⁰

学校のニーズを積極的に地域へ発信する

(学校長の経営方針に「学校支援」の明確化を図る)

子ども・学校支援委員会や他の学校との連携窓口を設置する

校内におけるコーディネート機能を充実させる

19 学校間連携、学校段階間連携により期待される効果

教育課程:「共同のカリキュラム」の開発を通じた、多様な学習活動や特色ある教育活動の展開が可能となる

学校運営:小規模化の中で学校の教育力を維持し、指導体制を充実することが可能となる

教員の資質向上:授業交流や合同研修会を通じた教員の職務能力開発が可能となる

健全育成:子どもに関する情報の共有が可能となり、専門機関との連携においても質の高い対応への期待が高まる

20 教育課程は、学校の教育計画であるから、各学校において編成する。しかし、学校限りの責任で編成できるわけではなく、教育基本法、学校教育法をはじめ各種の法規、学習指導要領、都教育委員会及び区市町村教育委員会の基準、指導助言に従う必要がある。

地域には様々な青少年育成組織があり、主として学校外教育を中心に活動を展開している。一方、子ども・学校支援委員会は、家庭教育支援、学校教育支援、学校外教育活動を総合的かつ有機的関連をもって実施していくことを目指している。その点において性格はかなり異なるといえるが、既存の青少年育成組織も学校外教育活動の一翼を担うという意味で、この子ども・学校支援委員会が展開する活動に積極的に参加していくことが期待されている。

(4) 子ども・学校支援委員会(仮称)づくりをいかにして進めていくか

この「『地域(エリア)』を舞台とした新しい教育システムづくり」を進めるに当たっては、教育行政においても、それに対応した教育プランの策定や教育委員会内部の体制整備が必要となる。

ア 子ども・学校支援委員会(仮称)づくりの推進役としての区市町村教育委員会への期待

平成 10 年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、教育委員会が地域全体の教育機能の向上のために必ずしも十分な役割を果たしていない、地域コミュニティの拠点として学校、(公民館など)社会教育施設の活用が十分でない、地方公共団体にとって極めて重要な行政課題となっている地域コミュニティの育成や地域振興に必ずしも積極的でなく、十分に寄与していない、首長部局や民間団体、事業者との連携が必要である、などの問題点の指摘がなされており、区市町村教育委員会が地域教育機能の向上や地域コミュニティの育成に積極的な役割を果たすことが求められている。

子ども・学校支援委員会づくりにおける区市町村教育委員会の役割としては、地域の特性に応じたブランドデザインを描くことである。

例えば、子ども・学校支援委員会を設置する「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか、中核機能であるコーディネート活動の担い手を誰(あるいはどのような団体)に任せるか、学校をどのような形でかわらせるのか、そして行政の関与はどのようにあるべきかなどについての指針²¹を示すことが必要である。

21 区市町村教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に基づき、区市町村立学校の設置・管理、学校の教育課程、学習指導、生徒指導等に関する職務権限を有している。子ども・学校支援委員会は多様な主体により設置されることが想定されているが、支援を受ける側である区市町村立学校は、あくまでも公教育機関なのであるから、そのことを十分に踏まえた学校支援施策が展開されるための調整機能を教育委員会が発揮することが求められる。

イ 子ども・学校支援委員会(仮称)づくりを進めていく上での都教育委員会の役割

先述したように、子ども・学校支援委員会は区市町村教育委員会の関与の下、地域の特性に応じた多様な主体によって設置されていくことが望ましい。しかし、これは自然発生的にできるものではない。

子ども・学校支援委員会(仮称)づくりを計画的に進めていくためには、都教育委員会が強力なバックアップを行っていく必要がある。

一定の地域(エリア)の下で、社会の中に多様に存在している社会資源の持つ教育力を、最も効果的に子ども・若者に還元・活用していくしくみをつくるために、都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、広域行政のメリットを生かした以下に挙げるような取組を行うことを通じ、子ども・学校支援委員会づくりのバックアップを行う必要がある。そのことを通じて【図7】に示したように子ども・学

校支援委員会を通じた教育力の再構築が可能となるのである。

【広域行政のメリットを生かした都教育委員会のバックアップ機能】

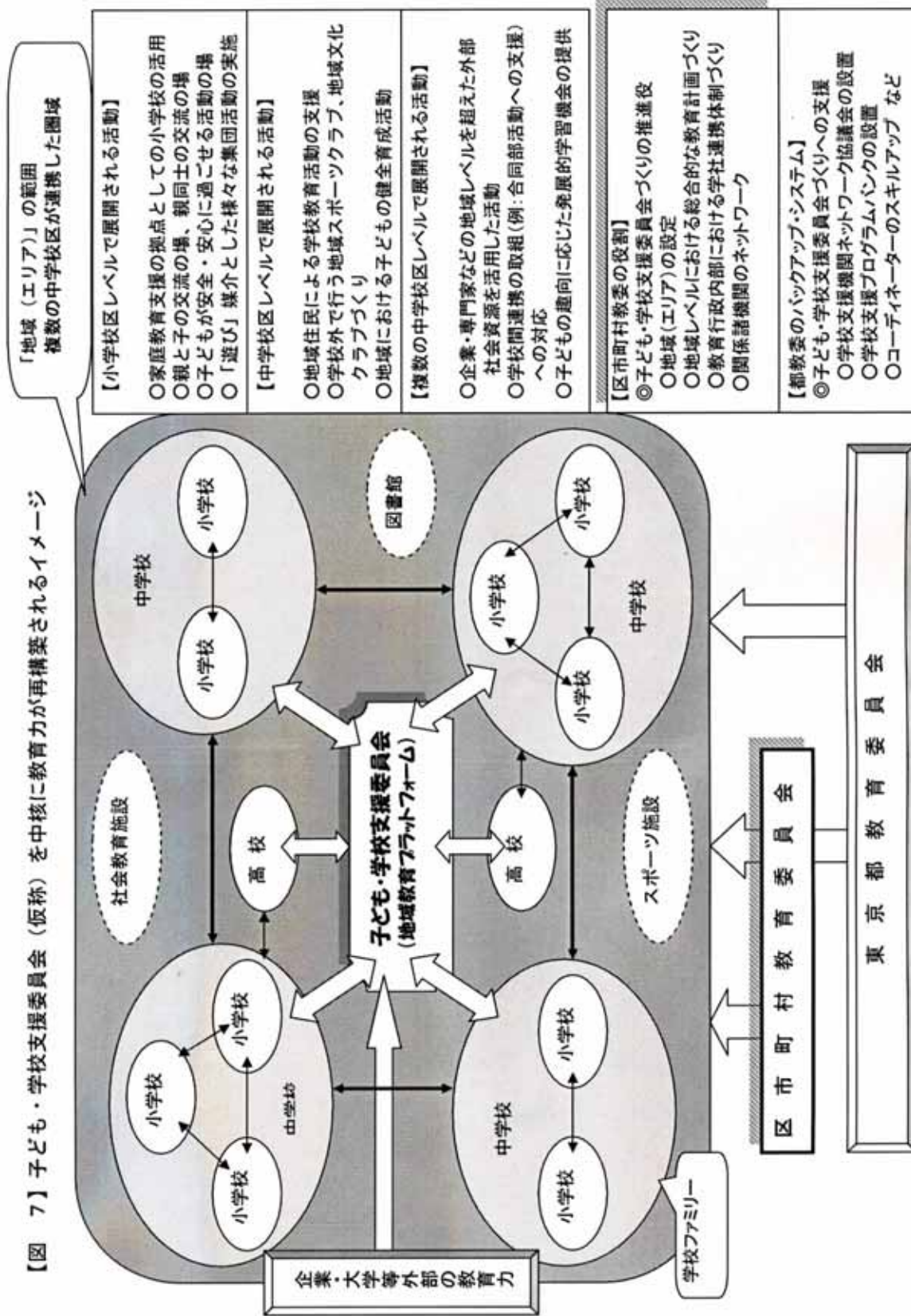
- (1) 企業や大学・研究機関といった専門的機能を有した外部の社会資源の教育力を子ども・学校支援委員会に注入させるためのしくみづくり
 - 施策1 東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会の設置
 - 施策2 東京都子ども・学校支援プログラムバンクの設置
- (2) 優秀なコーディネーターの確保、養成、スキルアップ
 - 施策3 地域教育コーディネーター養成・スキルアップ講座
- (3) 教員の資質向上(職能開発)への支援
 - 施策4 教員対象研修、教員への意識啓発の実施
- (4) 子ども・学校支援委員会づくりへの支援・助言
 - 施策5 区市町村教育委員会と連携した子ども・学校支援委員会づくりを目指した調査研究
 - 施策6 都立学校の子ども・学校支援委員会への参加促進

中でも、都教育委員会の役割として第一に重要となってくるのが東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会及び東京都子ども・学校支援プログラムバンクの設置である。

【図8】として、東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会及び東京都子ども・学校支援プログラムバンクのイメージを示した。

東京には、企業、経済団体、大学・研究機関、NPO、文化芸術団体、スポーツ団体などの多様な社会資源が存在している。それぞれの機関・団体が何らかの形で子どもたちの教育支援に取り組んでいる事例も少なくない。しかし、現在その支援を享受できるのはごく一部の学校であって、東京都全体としては社会資源が十分に活用されているとはいえない状況にある。

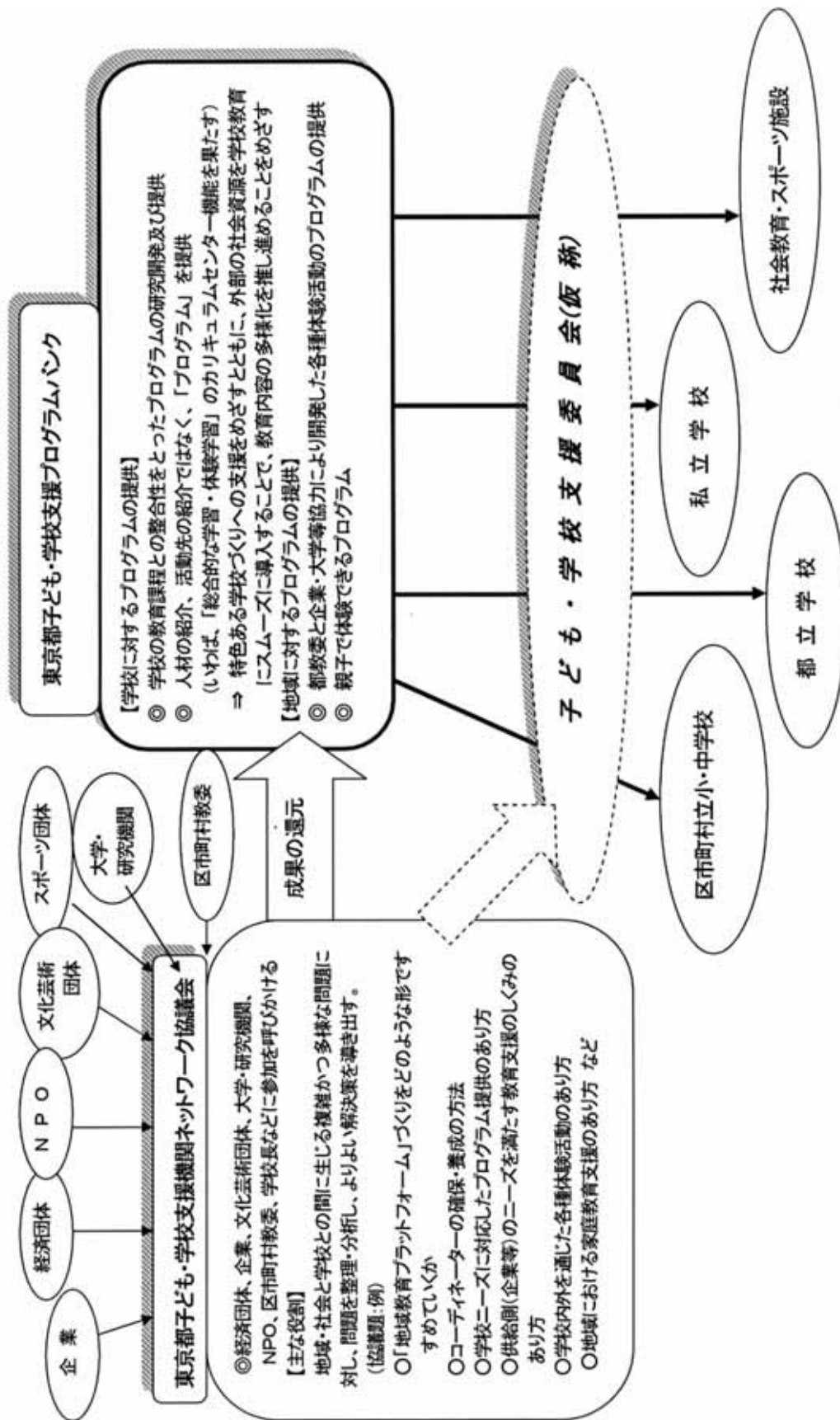
【図 7】子ども・学校支援委員会（仮称）を中核に教育力が再構築されるイメージ



「地域（エリア）」の範囲
複数の中学校区が連携した圏域

- 【小学校区レベルで展開される活動】
- 家庭教育支援の拠点としての小学校の活用
 - 親子の交流の場、親同士の交流の場
 - 子どもが安全・安心に過ごせる活動の場
 - 「遊び」媒介とした様々な集団活動の実施
- 【中学校区レベルで展開される活動】
- 地域住民による学校教育活動の支援
 - 学校外で行う地域スポーツクラブ、地域文化クラブづくり
 - 地域における子どもの健全育成活動
- 【複数の中学校区レベルで展開される活動】
- 企業・専門家などの地域レベルを超えた外部社会資源を活用した活動
 - 学校間連携の取組(例:合同部活動への支援)への対応
 - 子どもの趣向に応じた発展的学習機会の提供
- 【区市町村教委の役割】
- ◎ 子ども・学校支援委員会づくりの推進役
 - 地域(エリア)の設定
 - 地域レベルにおける総合的な教育計画づくり
 - 教育行政内部における学社連携体制づくり
 - 関係諸機関のネットワーク
- 【都教委のバックアップ・システム】
- ◎ 子ども・学校支援委員会づくりへの支援
 - 学校支援機関ネットワーク協議会の設置
 - 学校支援プログラムバンクの設置
 - コーディネーターのスキルアップ など

【図 8】 東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会・東京都子ども・学校支援プログラムバンクについて



資源を提供する企業や団体の側も社会貢献の一環として「教育支援」を打ち出してはいるものの、提供できる資源には自ずと限界があるため、多くの学校から出されるニーズのすべてにこたえていくことは物理的に不可能である。

このようにひと口に外部の社会資源と学校との協働のしくみづくりといっても、そこには複雑かつ多様な課題が山積しており、これらの課題を整理・分析し、よりよい解決策を導き出すための場を整備することが、広域行政としての都教育委員会に求められている。ここに東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会を設置する重要な意義がある。

東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会は、企業、経済団体、大学・研究機関、NPO そして区市町村教育委員会、各学校が参加し、「外部の社会資源と学校の協働」を進める上で生じる課題解決を図ろうというものである。そこで検討されるべきテーマとしては、「地域教育プラットフォーム」づくりをどのような形で進めるか、企業側(資源の提供者)のニーズを満たすことのできる学校教育支援のしくみをどうつくっていくか、コーディネーターの確保・養成はいかにあるべきか、などが考えられる。ここで出された方向性に基づき、都教育委員会及び区市町村教育委員会が企業・団体側と協働して、様々な教育プロジェクトを展開していくことが期待されている。

また、この協議会の成果をどのように還元していくかという観点に立って、本審議会が提案するのが東京都子ども・学校支援プログラムバンクである。これは都教育委員会と企業・大学等が学校の教育課程との整合性を持ちうるような形で外部の社会資源活用の学習プログラムを開発・編成し、学校の求めに応じて提供しようというものである。このような形で生み出される学習プログラムを蓄積し、都内各地域で生まれてくる子ども・学校支援委員会を通じて各学校に提供することで、各学校の特色ある学校づくりを支援し、子どもたちが享受できる教育内容の多様化を図ろうとするものである。

東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会及び東京都子ども・学校支援プログラムバンクを都教育委員会が設置することに加え、外部の社会資源と学校の協働のしくみづくりのあり方の調査研究を進める過程に、各区市町村教育委員会や各学校そして地域団体が主体的に参画することを通じ、各地域の特性に応じた地域教育プラットフォームが生み出されることを期待したい。

第4章 都教育委員会が緊急に取り組むべき社会教育施策展開のあり方

都教育委員会においては、第3章で述べた施策を区市町村教育委員会との緊密な連携の下で実施していくことと併せて、「家庭教育支援施策」、「学校教育支援施策」、「学校外教育施策」の観点から広域行政ならではの施策を実施していく必要がある。なお、そこで重視すべきことは、近年の教育関連法の改正及び中央教育審議会の答申・提言の趣旨を十分に踏まえ、教育行政の総合的見地に立った社会教育施策の展開をしていくことである。

1 教育行政が家庭教育支援に積極的に取り組むという姿勢を都民に示す

人間形成の基礎を築くために家庭教育が果たす役割は大きい。民法第820条では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定されているが、子どもを一人前の大人として育てあげるとは親の義務であることを施策形成の基本に据えるべきである。

社会教育行政による家庭教育支援は、第一義的には、個々の家庭にもっとも身近な区市町村行政により行われることが望ましいが、近年の家庭の教育力低下をかんがみる時、都教育委員会においては教育行政の責務として積極的に家庭教育支援に取り組むという姿勢を都民に示すとともに、先導的事業を企画・実施することを通じて、区市町村教育委員会を支援する取組を展開していく必要がある。

(1) 家庭教育への提言

家庭教育の現状を考えると、それぞれの家庭(保護者)が子どもの教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要である。その観点から、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせることや、豊かな情操をはぐくむことなど、人間形成の基礎づくりとしての家庭の果たすべき役割や責任について都民に理解を広げる必要がある。例えば都教育委員会は「家庭教育への提言」という形で、都民へ積極的にメッセージを発信していくなどの方法が考えられる。

(2) 先導的事業の実施～「インターネットを活用した家庭教育講座」等の実施～

「忙しくてなかなか時間がない」、「身近に学習機会がない」などの状況にある親に対するアプローチとして、「インターネットを活用した家庭教育講座」を提案したい。子どもの成長・発達の過程や子どもとのかかわり方のヒントなどを盛り込んだ内容とすることで、これまでの社会教育事業に参加できなかった親(保護者)に対する学習機会としての効果が期待できる。さらに、親だけでなく、多くの都民に対しても家庭教育の重要性を広める機会の一つともなる。

また、就学時健診や授業参観、道徳授業地区公開講座、保護者会など、親や地域の人達が学校に集まる機会をとらえて、求めに応じて都教育委員会が講師を派遣する「家庭教育出前講座」を実施することも家庭の教育力の向上に有効だと考えられる。教師と親が一緒に、あるいは親と地域の人と一緒に子どもや教育について学ぶ機会を設けていくことは、多くの親や地域の人々に家庭教育の

重要性について理解を深める機会となると同時に、地域が家庭を支える意識を喚起することにつながっていく効果がある。

2 学校教育や教員への支援施策を展開する

都教育委員会においては、区市町村教育委員会との連携の下、学校・家庭・地域の協働のしくみづくりを進めていくとともに、学校設置者としての立場からとりわけ都立学校への支援、そして任命権者としての立場から教員への支援施策を行っていく必要がある。

(1) 都立学校への支援

都教育委員会は平成 14 年 10 月に「都立高校改革推進計画 新たな実施計画」を策定し、また心身障害教育の分野では平成 15 年 12 月に出された東京都心身障害教育改善検討委員会「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」に基づき、平成 16 年度中に「東京都特別支援教育推進計画」が策定される予定である。これらの計画に掲げられた内容を社会教育行政の側から支援する取組を進めていく必要がある。

例えば、平成 15 年度からすべての都立高校において始まった「ボランティアの日」の取組への支援や「新しいタイプの都立高校」への支援等、奉仕活動や体験活動、職業教育などの分野に関する支援を行うことなどが考えられる。

また、今後の特別支援教育を一層推進するために、地域の人材活用やボランティア育成などの積極的な支援も考えられる。

(2) 教員への支援

学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した施策を展開していくために、学校は地域(エリア)における「扇の要」として、重要な役割を果たすことが期待されている。また、「学校への外部人材の導入」、「地域や地域を超えた外部社会資源を活用した教育課程の編成」、「PTA活動の活性化」、「校内組織における地域との連携窓口の設置」、加えて「コーディネーター」としての教員自身の力量形成などの立場から、教員を対象としたスキルアップの機会を提供していく必要がある。

具体的には、第3章で提案した東京都子ども・学校支援機関ネットワーク協議会への条件整備を図ることをはじめ、東京都教職員研修センターや都立図書館、広域スポーツセンター事業との連携を図りながら、教員への支援を行っていく必要がある。

3 広域行政の立場を生かし、学校外教育活動の活性化を図る

都教育委員会はこれまで、広域行政の立場から都立学校開放事業を展開することで、都民の生涯学習の振興に取り組んできたところである。今後は、これらの施策に「学校外教育活動」の視点

を導入しながら、広域行政ならではの事業展開を図り、都立学校開放事業の再構築を行っていく必要がある。

スポーツ振興行政の分野では平成 14 年 7 月に策定した「東京スポーツビジョン」に基づき、「地域スポーツクラブ」の育成・支援を図る取組を進めている。子どもたちにとって、放課後の居場所づくりやスポーツを通じたフェアプレイの精神や社会の基本的ルールやモラルの習得などといった意味で地域の大人たちと世代を超えて活動する「地域スポーツクラブ」は大きな教育効果をもたらすものである。都教育委員会においては、平成 14 年度から実施している広域スポーツセンター事業の更なる充実を図っていく必要がある。

また、都教育委員会は都立青年の家を再編・整備し、青少年の自立と社会性の発達を支援する観点から、子どもや若者が集団の中で交流活動や自己表現活動、社会体験活動や様々な活動を行うことができる機会や場を提供する新たな青少年社会教育施設(ユース・プラザ)を平成 16 年 3 月に区部に設置し、平成 17 年 4 月には多摩地域に開設する予定である。

この施設の特徴の一つとして、日常生活圏を離れた「第 4 の領域」への対応を目指していることがあり、非常に大きな役割が期待されている。特に、高校生や大学生そして社会に出てまもない若者たちなど、従来の社会教育事業では十分なアプローチができなかった層への働きかけや、小・中学生たちがこの施設だけでしか体験できないような事業の実施など、広域施設の特徴を最大限に生かした事業展開を強く期待する。

さらに都立図書館は、調査研究図書館としての機能の充実に努めるとともに、都立の社会教育施設の一つとして、都教育委員会の社会教育施策と連携しながら事業展開を図っていく必要がある。具体的には、「今後の都立図書館のあり方」(平成 14 年 1 月)でも指摘されている学校教育への支援と、「東京都子ども読書活動推進計画」(平成 15 年 3 月)に盛り込まれた学校外教育活動の支援に、一層の努力を傾注すべきことが期待されている。

参 考 資 料

- 1 諮問文
- 2 第5期東京都生涯学習審議会委員名簿
- 3 第5期東京都生涯学習審議会審議経過

1 諮問文

15教生計第204号
東京都生涯学習審議会

東京都生涯学習審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成15年5月27日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について
～社会教育行政の再構築に向けて～

2 諮問理由

今日、社会では、子どもや若者が夢や目標を持ちにくくなっており、規範意識や道徳心、自律心を低下させている。いじめ、不登校、中途退学、児童虐待など深刻な問題が依然として存在しており、少年犯罪の凶悪化も懸念されている。

今求められているのは、子どもや若者が国家・社会の形成者になることを目指し、社会の一員として、その使命、役割を自覚し行動する力、いわば「次代を担う力」を身につけていくことである。

国においては、人間性豊かで創造性に富んだ日本人を育成するため、「21世紀教育新生プラン」を取りまとめ、これに基づき、既存の教育システムを抜本的に改革する取組を進めているところである。

東京都においても、21世紀の東京の創造的発展を担う子どもたちを育てるという視点から、学校、家庭、地域、社会全体を視野に入れるとともに、幼児期から青年期までの各発達段階をトータルにとらえた「東京都教育ビジョン」を策定し、東京都における新たな教育改革の道筋を都民に示していく予定である。

こうした取組をより実効性あるものにするためには、学校教育改革と軌を一にして、「家庭教育支援」と「地域教育力の向上」に取り組む社会教育施策を検討する必要がある。

また、これまでの社会教育行政においては、成人を主たる対象とする施策に重点が置かれ、子どもや若者の課題解決に向けた取組は十分とは言えない状況であった。そのため、学校教育を支援し、学校教育と連携した社会教育行政のあり方についてあわせて検討する必要がある。

2 第5期東京都生涯学習審議会委員名簿

(1) 全委員

任期：平成15年5月1日～平成17年4月30

氏名	所属	備考
相川良子	渋谷区青少年教育コーディネーター、元公立中学校長	
生重幸恵	杉並区学校教育コーディネーター、NPOスクール・アドバイス・ネットワーク理事長	
石倉敏雄	東京都立府中東高等学校長	
太田篤	(社)経済同友会副理事・政策調査担当部長	
大橋謙策	日本社会事業大学社会福祉学部教授	会長
香月よう子	フリーアナウンサー、きてきて先生プロジェクト代表	
坂井康宣	小平市教育委員会教育長	
佐々木一彦	文教大学人間科学部講師、元足立区教育長	
真如昌美	東久留米市立第一小学校長	
祐成善次	(社)日本青年奉仕協会副会長・会長代行	
武田信子	武蔵大学人文学部助教授、臨床心理士	
田中雅文	日本女子大学人間社会学部教授	
中野英則	東京都生涯学習文化財団理事長	
西宮嗣	「子ども110番」顧問、元公立小学校長	
葉養正明	東京学芸大学教育学部教授	副会長
平岩千代子	(株)電通総研電通ナレッジ・インスティテュート設立準備室プロデューサー	
廣瀬哲夫	国際ロータリー第2580地区青少年育成委員会委員長	
深澤孝二	葛飾区立立石中学校長	
水谷幸宏	東京商工会議所人材・能力開発部研修センター所長	
森下久美子	武蔵野市子ども協会理事、元公立私立幼稚園教諭	
山崎輝雄	新宿区教育委員会教育長	

(2) 家庭教育専門部会

部会長 西宮 嗣
 坂井 康宣
 真如 昌美
 武田 信子
 森下久美子

(3) 地域教育専門部会

部会長 葉養 正明
 相川 良子
 生重 幸恵
 田中 雅文
 深澤 孝二
 山崎 輝雄

(4) 起草委員会

大橋 謙策
 真如 昌美
 田中 雅文
 西宮 嗣
 葉養 正明
 深澤 孝二

3 第5期東京都生涯学習審議会審議経過

日 程		主 な 内 容
平成15年	5月27日 第1回全体会	会長・副会長選出 諮問趣旨及びスケジュール等説明
	6月24日 第2回全体会	「東京都教育ビジョン」の説明 検討枠組みについて 専門委員の選出について
	7月30日 第1回家庭教育専門部会	家庭教育専門部会で審議する基本的な方向について 家庭教育についての基本的考え方について
	8月7日 第1回地域教育専門部会	各委員からの「地域教育」に関するレポート 「地域の教育力」を活用した施策の基本的考え方について
	9月4日 第2回家庭教育専門部会	家庭の教育力向上のための施策の方向性について
	9月12日 第2回地域教育専門部会	地域教育力を再構築するための施策の検討枠組みについて
	10月6日 第3回家庭教育専門部会	家庭教育支援施策の方向性について
	10月30日 第3回全体会	地域教育専門部会及び家庭教育専門部会の報告について
	11月19日 第3地域教育専門部会	都教委が行う学校教育支援施策について 地域プラットフォームの機能について
	12月3日 第4回家庭教育専門部会	親になるための準備教育について 家庭・学校・地域が協働する施策について
平成16年	12月16日 第4地域教育専門部会	学校支援委員会の機能について 都教委が展開する学校外教育施策について
	1月13日 第5回家庭教育専門部会	家庭・学校・地域が協働する施策について
	1月28日 第5回地域教育専門部会	地域教育専門部会のまとめについて
	2月19日 第4回全体会	家庭教育専門部会及び地域教育専門部会の報告について 起草委員会の設置について 「東京都教育ビジョン」について
	4月27日 第1回起草委員会	中間のまとめの章構成について 子ども・若者の「次代を担う力」の定義について これからの「家庭教育支援施策」に求められる方向性について 地域教育プラットフォーム概念の整理及び基本枠組みについて
	5月24日 第2回起草委員会	中間のまとめについて
	7月1日 第5回全体会	中間のまとめについて 「東京都教育ビジョン」の報告
7月28日 第6回全体会	中間のまとめ（報告） 後半の審議の進め方について	